

あさひかわ菓子博2025支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、あさひかわ菓子博2025支援事業補助金(以下「本補助金」という。)について、鳥取市補助金等交付規則(昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取県菓子工業組合(以下「菓子組合」という。)に対し、あさひかわ菓子博2025(以下「菓子博」という。)への参加出展に要する経費の一部を補助することにより、菓子博において鳥取の菓子の魅力を全国に発信するとともに、地元産品の販路拡大を促進し、本市経済の活性化を図ることを目的として予算の範囲内で交付する。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、菓子組合とし、次の要件を全て満たす必要がある。

(1) 鳥取市税等を滞納していないこと。

(2) 市長が指定する期日までに補助事業を完了できること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付の対象としないものとする。

(1) 鳥取市暴力団排除条例(平成24年鳥取市条例第1号)第2条第3号に規定する暴力団員等及び同条第1号に規定する暴力団と密接に関係を有する者が、事業及び本補助金の申請に関わっている者

(2) 事業の実施により関係法令に抵触する者

(3) その他市長が適当でないと認める者

(補助対象事業)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助対象者の菓子博への参加出展事業とする。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表の第2欄に掲げる経費に該当するものとする。

(補助金の算定)

第6条 本補助金は、補助対象経費から当該事業に係る本補助金以外の収入を除いた額に別表第3欄に掲げる補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数を切り捨てた額とする。)

以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、実績報告時において補助対象経費にかかわる支出が交付決定時と比べて大幅に減額になった場合は、交付決定時における鳥取市の本補助金の補助対象経費全体に占める割合に応じて、本補助金の額の決定を行うことができる。

- 2 本補助金の交付等に関する手続においては、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の額は含めないものとする。ただし、地方公共団体、免税事業者、簡易課税事業者及び特定収入割合が5%を超える公益法人等は、この限りではない。

（交付申請）

第7条 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号、第2号及び第4号に規定する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) 市税等納付状況確認同意書（様式第3号）
- (4) 誓約書（様式第4号）
- (5) その他市長が必要と認めるもの

（交付決定の時期等）

第8条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から14日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定を受けたときは、規則の規定に従わなければならない。

（承認を要しない変更）

第9条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、本補助金の増額以外の変更とする。

（着手届を要しない場合）

第10条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

（実績報告）

第11条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業の完了（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）の日から30日を経過する日又は令和7年12月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- 2 規則第12条の報告書に添付すべき同条各号に掲げる書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業報告書（様式第5号）
- (2) 収支決算書（様式第6号）
- (3) 補助対象経費に係る契約書、経理書類等の写し
- (4) 出展状況写真

(5) その他市長が必要と認めるもの

(雑則)

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、経済観光部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月3日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年12月31日限り、その効力を失う。

3 この要綱の失効前に、この要綱の規定に基づき交付の決定がなされた補助対象事業については、なお従前の例による。

別表

1 補助事業	2 補助対象経費	3 補助率
あさひかわ菓子博 2025支援事業	ア 旅 費（組合員旅費） イ 需用費（消耗品、会議費及び印刷製本費等） ウ 物件費（使用料、賃借料、審査料及び広告料等） エ 役務費（通信運搬費、手数料等） オ その他の経費（委託料及び協賛金）	10/10 （上限 500 千 円）

様式第 1 号（第 7 条関係）

あさひかわ菓子博 2 0 2 5 支援事業計画書

1 申請者の概要

法人名又は屋号	
本社所在地 (個人の場合は自宅住所)	〒 (-)
担当者役職・氏名	
電話番号	
メールアドレス	
消費税の取扱い ※消費税の取扱いについて、 ①～⑥のいずれかに○をしてください。	①一般課税事業者 ②簡易課税事業者 ③免税事業者 ④特定収入割合が 5 % を超えている公益法人等 ⑤地方公共団体 ⑥仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者

2 事業内容等

事業の目的	
事業内容	(実施(予定)日、対象者、参加人数、開催場所、事業概要などを記載)

3 補助事業実施予定期間

交付決定日 ～ 年 月 日

4 添付書類

- (1) その他市長が必要と認めるもの

様式第2号（第7条関係）

あさひかわ菓子博2025支援事業補助金 収支予算書

1 収入の部

区分	予算額	摘要
自己資金 (借入金含む)	円	
市補助金	円	あさひかわ菓子博2025支援事業補助金
県交付金		
他市町村補助金		
その他の収入		
合計	円	

※補助対象経費に係る収入のみを記載すること。

※合計の金額は、下記2 支出の部の合計の金額と一致すること。

2 支出の部

費目	予算額	摘要
	円	
	円	
合計	円	

※補助対象経費に係る支出のみを記載すること。

※合計の金額は、上記1 収入の部の合計と一致すること。

※複数の契約を行う予定の場合はその合計額を記載し、摘要欄に見積りごとの金額を記載すること。

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

鳥取市長 様

申請人 住所
氏名 ④
（自署の場合は押印不要）
生年月日 年 月 日生
（法人の場合は記入不要）

市税等納付状況確認同意書

私は、あさひかわ菓子博2025支援事業補助金の交付申請に伴い、私の市税等（市税・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料・保育所保育料・下水道使用料・下水道受益者負担金）の納付状況について、鳥取市が確認することに同意します。

様式第4号（第7条関係）

誓約書

令和 年 月 日

鳥取市長 様

申請人 住 所
氏 名

㊟

（※自署の場合は押印不要）

私はあさひかわ菓子博2025支援事業補助金の交付申請にあたり下記の内容について誓約します。

- (1) 鳥取市暴力団排除条例（平成24年鳥取市条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員等及び同条第1号に規定する暴力団と密接に関係を有する者が、事業及び本補助金の申請に関わっておりません。
- (2) 虚偽の申請をしておりません。
- (3) 事業の実施により関係法令に抵触しません。
- (4) 補助金交付の条件を遵守し、違反した場合は補助金を返還することに同意します。
- (5) 今後も鳥取市場への参画を継続する意思があります。
- (6) 本補助金を交付するにあたり提出している取扱高等の運営状況を鳥取市が確認してもかまいません。

様式第5号（第11条関係）

あさひかわ菓子博2025支援事業補助金 事業報告書

1 補助対象者

名称又は氏名		代表者	
--------	--	-----	--

2 事業の実績概要

(1) 事業の成果

(2) 今後の課題・取組

3 補助事業実施期間

交付決定日 ～ 年 月 日

4 添付書類

- (1) 出展状況写真
- (2) その他市長が必要と認めるもの

様式第6号（第11条関係）

あさひかわ菓子博2025支援事業補助金 収支決算書

1 収入の部

区分	決算額	摘要
自己資金 (借入金含む)	円	
市補助金	円	あさひかわ菓子博2025支援事業補助金
県交付金		
他市町村補助金		
その他の収入		
合計	円	

※補助対象経費に係る収入のみを記載すること。

※合計の金額は、下記2 支出の部の合計の金額と一致すること。

2 支出の部

費目	決算額	摘要
	円	
	円	
合計	円	

※補助対象経費に係る支出のみを記載すること。

※合計の金額は、上記1 収入の部の合計と一致すること。